

# 「神楽継承・振興知事連合」規約

(名称)

第1条 本連合は、「神楽継承・振興知事連合」（以下「連合」という。）という。

(目的)

第2条 連合は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）が定める無形文化遺産への神楽の早期登録を推進し、登録により過疎化や少子高齢化で存続の危機にある神楽の保存・継承に資することで、地域の伝統文化を守り、もって地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 連合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神楽の継承及び振興に向けた機運の醸成
- (2) 国等への提案要望
- (3) 国民各層への情報発信
- (4) その他、目的達成のために必要な事項

(構成)

第4条 連合は、第2条の目的に賛同する都道府県（以下「構成自治体」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 連合の運営を円滑に実施するため、次の役員を置く。

- (1) 共同代表
- (2) 副代表
- (3) 事務局長

- 2 共同代表は、連合の目的を達成するための事業を共同して統轄する。
- 3 副代表は、共同代表を補佐し、共同代表に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 事務局長は、連合の庶務を処理する。なお、他の役員との兼務を妨げない。
- 5 役員は、構成自治体の互選により選出する。
- 6 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第6条 連合の庶務を処理するため、事務局を置く。

(諸規定)

第7条 この規約に定めるもののほか、連合の運営に必要な事項は、共同代表の協議により別に定める。

附則

この規約は、令和7年3月24日から施行する。

# 「神樂繼承・振興知事連合」役員体制

## 【共同代表】

岩手県知事 達増 拓也

島根県知事 丸山 達也

宮崎県知事 河野 俊嗣

## 【副代表】

埼玉県知事 大野 元裕

長野県知事 阿部 守一

三重県知事 一見 勝之

高知県知事 濱田 省司

## 【事務局長】

宮崎県知事 河野 俊嗣（共同代表兼務）